

第五回 参議院農林委員會會議錄第二十八号

(四三三)

昭和二十四年五月三十一日(火曜日)

本日の会議に付した事件

○家畜商法案(衆議院提出)

○酪農振興臨時措置法案(衆議院送付)

午前十時十分開会

○委員長(補見義男君) それでは只今から農林委員會を開会いたします。昨日に引続きまして家畜商法案を議題にいたします。昨日問題になりました点について、衆議院の法制局から岐阜第三部長がお見えになつております。尚法務廳からも係官がお見えになつておりますが、昨日大島さん或いは門田さんから疑問の点として質問せられた事柄、及び藤野さんから疑問として質問せられた事柄につきまして、便宜私から代表して伺つて、若し足らぬところがありましたら補足して頂くことにいたします。最初の御質問の点は第十二條の第一号の点でありまして、即ちこの法案では「家畜商でなく家畜の取引の業務を営んだ者」こういうふうになつておりますが「業務」という言葉は一回限りの行為でも含まれるかどうか、即ち若し一回限りの行為でもこの範圍に触れるとすれば、實際問題として相当苛酷な場合も出て来やせんか、こういうような御質問に対して、政府からは、第二條の「業務を営む者」この「業務」と相照應して考へておるので、而もこの第二條の業務は、継続、反復的に行う行為である、従つて個々の一つの行為をやつた場合でも、それは、十二條第一項には該当しない、こういう答弁でございました。

併しこの点については具体的に、刑罰が課せられる場合の極めて重要な問題でありますので、立案者と申し上げますが、提案者の意見を聴き、更にそれに参画した衆議院の法制局の御意見を伺い、又法務廳の意向を伺つた方がより正確になる、こういう意味で本日その方々の御出席を煩わしたのであります。

それから第二の点は、政府の御説明では「業務を営む」ということは、営利の觀念を以て且つ継続反復的に行うことをいうのであるから、農業協同組合のように、法律上営利の觀念を以て仕事ができないという建前になつておるようなものについては、この家畜商の範疇に入らない、従つて農業協同組合はここに書いてありますような家畜の賣買、交換、輸送等はできるけれども、併し免許の對象にならずしてできる、こういう点をほつきりしたい、こういうふうな藤野さんの御質問でありました。それについては、政府はそれ、含まれておらない、こういう御答弁がございましたが、この点につきましても、同様に衆議院の法制局の方からその趣旨を明らかにして頂く必要があるというのであります。以上の二つの点について、若し欠けておりますれば更に補充して頂くことにいたします、この際衆議院の岐阜第三部長から御説明を伺うことにいたします。

○衆議院参事(岐阜第三部長) 只今委員長から、昨日当委員會で質問の出来した事柄についてお話をございましたが、ですが、その点につきまして立案の實際に携わりました私から、立案当時の立案の趣旨を御説明申し上げます。

先ずその第十二條第一号には「家畜商でなく家畜の取引の業務を営んだ者」とございます。これは第十條に「家畜商でなければ、家畜の取引の業務を営んではいけません。」これを受けた言葉でございます。この十條に「家畜の取引の業務を営む」という言葉がございます。それから又同じ言葉は、第二條に家畜商の定義を挙げてあるのでございますが、ここに「家畜の賣買若しくは交換又はそのあつ旋」これを家畜の取引といふとございますが、こういうものの「業務を営む者」という言葉が第二條にございます。この以上の第二條、第十條、それから第十二條、ここに掲げてございます「家畜の取引の業務を営む」というのは、すべて同じ内容を持つものでございますので、これらの條文につきまして一括して申し上げますと、先ず「業務」という言葉でございまして「業務」というのは、只今委員長からも御話がございましたが、今委員長から御話がございましたが、反復して行ふという行為が業務でありまして、従いまして一回限りの行為はこの「業務」には入らない、このことは明らかであらうかと思ひます。

それから「業務を営む」という「営む」という言葉はどうかと思ひます。これは営むというのでございまして、業務を行うというのとは違ふのでありまして「営む」と言ひました関係上、やはりこれは営利の目的を以て行ふというののことに言ひ「営む」でございまして、單に業務を行うというのとは意味合は違つておらうかと思ひます。従いまして、結局業務を営むというのと營業というのとは同じ趣旨になると思ひます。それからこれは多少余談になりますが「家畜商」という言葉で「商」という言葉を使つております。これは「家畜商」というのは、單なる名前でございます。これからは内容は出て来ませんけれども、併し法律は万能でございまして、白を黒と規定するものでありますので、やはり、この場合におきます「家畜商」というこの「商」にもやはり特殊な意味を持たないかと思ひます。従いまして、こういう点から申し上げても、營業を目的としておるといふことをこの法律は狙つておると申し上げてよいと思ひます。従いまして營業行為としてやる場合、即ち營業としてやる場合のみをこの法律は對象としたもので、農業協同組合のように、法律上営利行為を禁止せられておる團體におきましては、結局營業事業としてはなさないでございまして、従いましてこの農業協同組合が「家畜の賣買交換又はそのあつ旋」を行ふ、たとえそれを反復的に

やりましても、それには營利性はありませぬので、この法律の對象にはならない、結局農業協同組合はこの法律の規定に拘わらず、こういうこの家畜の賣買、交換又はその輸送の業務を営むことができる、こういうことにならうかと思ひます。立案の趣旨、又その立案当時の経過を離れましての法律上の解釈は以上の通りにならうかと思ひます。

○大島農夫雄君 そういたしますと、大体その説明で分ることは分りますけれども、これは國民の読む法律であつて、立案者の読む法律ではない。一般國民がそういう疑問を持つというのには法律ではない。大体最近文語體を口語體に直したといふことも、法律を國民によく分らすといふのがその趣旨であらうと思ふ。一國民がそういう説明を聞かなければ分らないといふのは不備な法律であらうと私は思ひます。併し又もう少し或る面から嚴密に考へて見ますならば、業務といふことは、長く仕事をやつておるそのことを指すのではない。一つの業務の一つの仕事は業務といふのであつて、業務といふことは一つの仕事を長くやることではない。業務の仕事が業務である。営むといふことは、三回やつても五回やつても営むといふ言葉は使えない。仮に一回でも使えない。決して限定された言葉ではない。従つて大きな疑惑を持つておる。併しこういう場合の疑惑のある言葉を使わずに「務」を抜かしてしまえばはつきりして来る。業とする。私は

第十一部 農林委員會會議錄第二十八号 昭和二十四年五月三十一日【参議院】

第十一部 農林委員會會議錄第二十八号 昭和二十四年五月三十一日【参議院】

第十一部 農林委員會會議錄第二十八号 昭和二十四年五月三十一日【参議院】

第十一部 農林委員會會議錄第二十八号 昭和二十四年五月三十一日【参議院】

そういう意味を説明しなければならぬ。よるな法律を國民に公布するといふことは間違つてゐる。尙理窟を言つてその言つてお聞かせすれば分りますけれども、併し國民は誰しも聴きながらこの法律を眺む人は少い。裁判所へ行かない限りそんな解釈は聴かれないのであります。これがために家畜商は盛んに告発なんかするために國民が非常に苦しむといふことが起つて来る。どんなこの十二條にこの業務といふ字があるために、勝手に告発することがあります。御承知のように法律において、相手方が反対がなくても告訴ができるのでありますから、そういう疑問のために、沢山そういう事態が起るとするならば、外の一般國民は苦しむことが沢山起きて来るのであります。でありますから、國民に分り易いように、疑惑のないようにあつさり言つてもらいたい、私はこう思うのであります。今の御説明によりますと、私はピンと来ない、私は業務といふことは私が今申しましたように、部長が言われたこととちよつと交つた角度から考えれば、私の考えは又外れて理窟が通つて来る、業務といふのは仕事だ、業ではない、営むといふことは、決して二回やつても三回やつてもそれに付けないといふことではないのであります。もつとはつきりした文字を使つて直すといふことも必要じゃないかと思われぬ。その考えを伺います。

○衆議院審事(岐島眞男君) 今私御質問の趣旨を或いは聞き間違つてゐるかも知りませんが、結局営利行為、営利の目的を以てするといふその結局動機に点にありますが、まあ例え一回

二回やりましても、それは営利の目的を以てするといふことになりますれば、これは一回二回でも営利行為になるのであります。結局はこの営利の目的があるかどうかといふことで決まることにならうかと思ひます。それからこの言葉の表現の点は、これはまあこれが一番いい表現というわけでございませぬので、疑問があるといふその御指摘の点は御尤もでございます。若し御疑問がございませすれば、又いい表現に直した方がもつと疑問が少くなるといふ点は、確かに御指摘の通りでございます。

○大島農夫雄君 私そこなんです。勿論営利がなければというところに引掛つて来ると思つたのであります。そのうなると一回やつても営利の目的を以てやつたならば引掛ると思ひますから、これは作り直さなければならぬ。一回でもこれに引掛つて来るといふことになる。そうするとただやつてやるという人はなかく少いのであります。今頃例え一割でも鞍を離れて、そうしてやつてやるというのが普通のやり方であります。どこまで何時間かつても、或いはどんなに時間がかかつても、ただやつてやるというところは考へられない。現在の経済状態から言つて……そういう点から考へると、これは非常に危険な法律になつて来る。かういふのです。一回でも引掛かるとするならば、殆んどが引掛かると仮に今申しましたように、農業協同組合がやつた場合でも、それは恐らく手数料を取ります。手数料という名目は成る程手数料として見るならば利益ではない。営利を目的としないといふことがありますが、併し営利を目的とし

ないならば知りませんが、併し一割幾らという取手手数料とは言へない。いわゆるばくろ、と言われる人でも一割幾ら、五分幾らでやります。一割ではそれは利益でないといふことは言へないのであります。だからそういう点から考へますと、この点は御修正を私は希望するのであります。

○委員(補見眞男君) ちよつと委員長からも申上げますが、実はこれは業務を営むといふことで、而もその業務は継続反復的な行為を指証してゐるのだと、まあこういう御説明であり、而も他の立法例でこういう言葉を使つておつて、そういう解釈が進んでおると、ところが若しこの家畜商法案において、その従来の解釈に基いた言葉を變えることによつて、却つて他の立法例における業務の解釈を變えるようにならば、私は法案全体としては、反對解釈的なことが起るといふことになる。私は法案全体としては、他の法案との関連において、これは相當問題ではないかと思ひますが、その点について法制局の方から御説明があれば伺いたいと思ひます。

○衆議院審事(岐島眞男君) この「業務を営む」といふのは、昨日そういうような御質問が、当委員会でもございしたといふことを聞きました。いろいろ外の法律を拜見したのでございすが、業務を営むといふのは、度々そういう言葉を使つてゐる法律はあるのでございまして、例へば信託業務を営むとか、それから何でございしたか、証券取引所あたりで、取引の業務を営むといふ……、ちよつと今ここに書き出してはおりませんが、そういうような立法例は沢山にあるのでございまして、そうしてこれらの法律を拜見い

たしますと、すべてやはり営利を目的として継続的に反復してやると、即ち營業としてやるといふ場合であるといふことは、それらの法律を見ますと、すべて明瞭であるのでございまして、業務を営むといふ言葉は例がないわけじゃない。そういう例は紛々ながら今までも使つてゐるのでございまして、若しこの際、この議案に書く「業務を営む」と、これは最初から立法するといふことでございしたら、これは又考へもございませうが、議案の趣旨がこういう營業を現わす意味で「業務を営む」といふ言葉にして置きながら、途中で「業務を営む」といふことが又外の言葉に直りますと、結局それは「業務を営む」といふのは營業といふ意味ではないのだといふやうな、却つて反對の解釈が起きまして、自然に他の法律の解釈にも影響を及ぼす虞れがあるといふ心配は只今委員長のおつしやいましたように、そういう心配は多分に生じようかと存じます。

○大島農夫雄君 それは御尤もなんです。併し私はこういう法規が出ますと、これは大抵地方に行きますと、独占企業的な地位を獲得してしまふのです。ですからそこへ行つて牛を買いたい、馬を買いたいと思ひましても、ばくろといふものをばくろが買ひます。そのばくろの手を離なければ買へない。必ずしもその人の手を離なければ買へないといふことになつてゐる。かういふ條項があるので殆んど独占企業になつてしまふ。私はそれを心配するのであります。外の條文の關係というところになりますと、外の條文はそういうことをやることはいけないといふ、そういう趣旨においてできておると思ひます。こ

れもその意味に置くならばいいのでありますけれども、私はそういうことはいけないといふので反對するのであります。どうして一回でも処罰するんだといふためにこの條文を使つてゐるなら……、文字を使つてゐるなら私は納得できません。そういうことは認めないといふことならば、もう少し又文字を使つて頂きたいと思ひます。

○門田定藏君 私は昨日も質問しました通り、この「業務を営む」といふやうなことは少し曖昧だと思ひます。が、他の法律にこれを改正したために支障を來たすといふことがあるならば、はつきりと営利の目的でなくして、例へば私が農業を営んでおつて乙の人が牛を持つてゐる。これを農業に使用するために個人として買ひに行き、そうして賣買する。それがその行為がやつてもよいといふことがはつきりしない、牛馬商なんか地方に存在して、個人と個人との賣買はばくろの手を通さなければ買へやせん。そうでなければ告発するといふやうなことが今まであるものであります。「業務を営む」といふことは、今大島君の言われた通り、農民が営むといふことが理解ができないのであります。個人と個人とが営利目的でなくして賣買してもよろしいといふことを、はつきり法律に謳つて賣りたいと思ふのであります。営利といふものはただの一回でも、私はこれを交付したなら、この法律が決まつたならば、ただの一回でも商目的をするといふことはいかんと思ふ。例へば牛を甲のところから買つて、乙のところに行つてすぐに賣つて儲けるといふことはしてはいけない。ただ一回でも、私共個人がこの牛が好きだ

と、その牛を求めて飼育してみたいという目的で、生産者のところへ行つて買ふならば、この行為に当らんとするのです。当らんなら当らんように持つて、農村の方にいろいろ問題が將來起る、これを私は心配するが故にはつきりと商行為でない限りは、この限りにあらずといふことを一つ譲つて貰いたい。これは今申上げた通りですが、その点についてどういふお考えになるか、当局の方針を承わりたい。

○委員(補見義男君) ちよつと速記止めて、……。

○委員(補見義男君) 速記を始めて、それは先程の門田さんの御質問に対して、衆議院の法制局の第三部長からお答えいたします。

○委員(補見義男君) この法案で言つておきますところの家畜商は、この法文にもございすように「家畜の買賣若しくは交換又はそのあつ旋の業務を営む者」といふこととございまして、結局はこの「業務」といふ言葉が、それから「営む」といふ言葉が、この家畜商の概念の主なる要素になるのでございす。そういたしますと、この業務は同種の行為を継続的に反復して行ひ、継続的に反復して同じような行為を行ふといふのが「業務」でございまして、営利の目的を以て行ふといふのはこの「営む」でございす。

○委員(補見義男君) よろしくございすか。

○門田定雄君 分りました。

○池田恒雄君 生産者が直接取引する場合、という解釈をいたした方がいゝのじやないですか。営利を目的としない取引といふのはないのだから……。

○委員(補見義男君) 従いまして今申上げた意味から申上げまして、営利行為を目的といたしませんところの農業協同組合がこういうような事業を行いますことは、この法律には何ら関係のないこととございす。それから又そういう営利目的を以てしませんところの家畜の生産者が行ふ場合、これもここに「業務を営む」といふことには含まれないと思ひます。

○大島農夫雄君 そうしますと農業協同組合といふのは別に免許を受けずして、営利の目的がないのでありますから何回でもできる、こういうわけになるのでございすね。

○委員(補見義男君) お尋ねの通りに、考えております。

○委員(補見義男君) 大体これで質疑も終了したようでございますから、討論採決に入りたいと思ひます。加賀さん。

○加賀操君 家畜商に對しまして、從來も、現在におきましても、最も要求せられておりますところは、家畜商が良心的に家畜を取り扱うことであると考へられます。良心的であるといふことの一面は心の正しさで、この点につ

きましては、法文に欠格條件だとか聽聞、罰則などの証據面において、品位を保持するようにできているのであります。が、他の面即ち家畜に關する知識、技術などの確に家畜の價値を判定する積極面において、提案理由に述べられております点は法に入つていないのであります。従つてその面におきまして、何らかの措置がなければ、この法の目的を完成することができないように考へられます。参考資料によりまして、現在すでに試験免許制を採つてゐる地方さへありますので、この点から見れば、或いはこの法律は後退であると思ふことができます。政府においては直ちに講習だとか、実施指導など具體的な計画を立てまして、眞に家畜商の實質の向上に對処すると共に、先程問題になりましたいろいろの点におきまして、当事者がよく了解できるように通牒その他でよく周知し、指導する点に万全を期せられるように強くここに要請いたしまして、本案に賛成いたします。

○委員(補見義男君) 他に御意見ございせんければ、直ちに家畜商法案を議題にいたしまして採決に入りたいと思ひます。衆議院送付原案通り可決することに御賛成の方の御起立をお願いいたします。

(総員起立)

○委員(補見義男君) 総員起立であります。従つて本案は全会一致を以て可決することにいたしました。尚議院に提出する委員長報告書に御署名をお願いします。

多数意見者署名

星 一 石川 準吉
藤野 繁雄 加賀 操

○委員(補見義男君) では續いて酪農業振興臨時措置法案につきまして、昨日に引續いて質疑をいたすわけですが、その前に昨日も申上げましたように、この法案は食糧確保臨時措置法と極めて密接な關係がありますので、その方面から見た酪農業振興措置法についての意見と申しますか、影響と申しますか、それらの点について食糧管理局の方から一應説明を伺うことにいたします。

○政府委員(安藤子爵官) 酪農業振興臨時措置法につきましては、私共もいろいろ研究をいたしておつたのであります。十分の時間的余裕もございせんので、或いは十分論議を盡しますならば、我々といはしたしても了解のできる点も相當あるだろうとは存じますが、一應只今まで出ております、主として食糧操作の面から見ました考を申述べて見たいと思ひます。現在の供出制度が、いろいろこの本委員会におきまして論議を盡されておりましたように、絶対量の供出の問題の外にやはり各府縣間の均衡でありますとか、或いは町村間の均衡の問題、或いは個人の均衡の問題といふものが、やはり相當の重きを持つておると考へられる次第であります。そうしたことに

ついて食糧管理局としては、今後ともますます努力をして参らなければならんと思ふのであります。この酪農業

振興臨時措置法を運用することに當つて、この点に大きな悩みを我々として持たざるを得ないと思へておるわけでありす。例を申上げますならば、この法案は指定地域の酪農家にのみ指定作物の保有を認めることになるわけでありす。それ以外の地域の酪農家、或いは全國の乳牛以外を飼育しております畜農家というところの間に均衡を失するといふような問題が出て來ると思ひます。又現在の状況からいいますと、凡そこの法案によりまして差当り確保されるだろうと想定されます面積が約二万町歩ございすが、この二万町歩は現実の割當をいたします際には只今の客觀的な情勢からいまして、これが酪農地域以外の地域に殆どかぶつて行くといふような危険性もあらうかと存じます。又現在の作付面積を或る程度飼料として殖やして行くといふ問題もあるように考へますが、併しそれはなかなか困難なことでありまして、それだけの面積を飼料作物の作付面積として殖やし得るならば、それは主食として考へるべきではないかといふような論点から相當論議をされまして、結論におきましては二十五年の事前割當をいたします際に、その点が非常に本法の目的をいたしておりますような運用が困難でありまして、むしろ生産者を苦しめ、或いは酪農家に不利な状態に追い込まれるような可能性も我々として

は相當考へられるのであります。そういう点からいまして、本法の通過をいたしました際の運用について、我々はまだ十分の自信を持つておらんわけでありす。又これは我々の問題外ではありますけれども、かように指

定地域のみのこうした制度を認めますることは日本の酪農の立地條件を固定させるようなことになりまして、日本の酪農業全体の見地から見ましても疑問があるのではないかと存じます。併し物事は一歩々々固めて行かなければならぬという点から議論いたしまするならば、経過的な措置としてはそういうこともあり得るだろうと思ひますが、もう少しその点についても考究する点がありはしないか、それから飼料畑を確保することにつきまして、結局配給飼料の方がその分だけ減らされるということも一應考えて見なければならぬと存する次第であります。飼料の輸入が相当規模になつておりまする現状におきまして、やはりこれを十分何といひますか、公正に或いは相当極めて飼料を配給するというようなことも予想されますので、そういういたしますと、この法案が通りますことによつてむしろその方面の圧力が酪農家の方にかつて來ますようなことも憂慮されるのであります。尙この乳製品の問題について、これは主要食糧生産物と同様の供出管理を行つて行くというふうな建前になつておるのであります。この面から均衡論から申しましても、そういういたしますれば乳製品の配給もやはり主食差引として考えるのが適當であろうかと考へられます。政府部内におきましても、その点についていろいろ研究を遂げたときもあつたのであります。併しながら現在の乳製品価格は非常に高い値段であります。これを主食とプールいたしましたときには、乳製品を必要としない主食の消費者に対しては相當の負担を轉嫁せざるを得ないというふうなことに

なりましますので、結局主食の消費者價格が上つて來るといふようなことも、これは現在の経済情勢から申しまして適當ではないかといふふうにも考へておるわけでございます。又これもいろいろ議論の余地はあらうかと思ひますが、現在乳製品は相當ストックされておる状況でございます。原因は價格が高いといふことと私共は了承いたしておるのであります。やはりこのストックをはかせるということとは結局價格をもつと下げることに對しての端的ないろいろな施策が行われることが、結局乳製品を消費面に移す、その結果酪農関係が活潑になつて行くといふことにも考へられますので、勿論この法案がそうした問題に對して全然意味のないものではないとは考へますけれども、その点はずっと別の施策がこれに先行されて考へられるべきではないかといふことが、乳製品の需給の現状から申しまして考へられるかと存じております。次第でございます。いろいろかような観点からいたしまして、私共といったしましては酪農振興臨時措置法がもう少し検討する余地があるといふふうな考へ方をいたしておるわけでありま。勿論日本の農業が穀作のみによつて成り立つべきではなく、酪農を十分取り入れまして今後経営をして行かなければならぬといふことについては、食糧管理局といたしまして十分了承いたしておるのであります。この法案自体につきましては、尙検討すべき点が相當あるといふふうに考へておる次第でございます。一應私共がこの法案を拜見いたしました感じましたことを簡単に申上げた次第であります。

○委員長(補見義男君) 今の食糧管理局の意見に對して反駁論として酪農振興臨時措置法案に對する食糧管理局の意見に對する反駁論という書類が御手許に配られておりますが、これは恐らく提案者の方から作製されて配付されておるものだらうと思ひます。これを眺めば大体今の食糧管理局の意見に對する反駁の要点が分ると思ひますが、それでいいですか。それでは今の点について提案者の方から衆議院の遠藤三郎君が簡単に補足して説明せられたいと考へてあります。

○衆議院議員(遠藤三郎君) 只今食糧管理局からいろいろ御意見があらましたが、実はこの酪農振興法案を提出するにつきましたは、衆議院の畜産関係の各党派を通じての議員の集まりで、この法案の作製をやつて参つたのであります。御承知のように、畜産業が段々圧迫されておられて、殊に酪農業は現在すでに非常に苦しくなつて來ておりますことは御承知の通りであります。將來に向つてその將來の情勢を見ておきますと、非常に困難な情勢が目の前にぶら下つております。一本爲替レートの決定によりまして、飼料價格は補助金を差当りは認めるとはいふものの、恐らくは近い將來に或いは二倍乃至三倍に飼料價格が暴騰するやうな結果になつて來るのではないかと。今食糧管理局長官の説明にもありましたように、牛乳及び乳製品の價格が非常に高くなつております。むしろこの價格を下げなければならぬときに、更にそのコストの大部分を占めておる飼料價格というものが非常に上つて參りまして、乳價を上げなければ酪農経済というものが成り立たないといつた

ような板挟みの中に入りまして、非常に困難を予想されるのであります。乳價及び乳製品の價格を下げるには、やはり各農家にそれ／＼自給飼料を保有させまして、そしてこの自給飼料で以て酪農経済を安定させて行く、コストを下げて行くといふ以外には、酪農を生きて行く道がないのではないかと考へるに考へまして、自給飼料を確保するといふことをこの法案の骨子に考へておるのであります。只今酪農家のみに有利な法案だといふ説明がありましたが、これは指定地域の酪農家に飼料畑を認めまして、そして指定地域の酪農家については飼料畑の恩恵を與える代りに、そこからできた製品は乳幼児、病弱者等に必ず配給して行くといふそういう強い義務を負わせて、その他飼料畑の確保は食糧事情の關係もありますから、相當廣く確保して行く考へ方になつております。それから二万町歩が損するといふお話であります。これは從來の酪農家の経験から言いますと、裏作を一生懸命で作つて面積を拡大して参りまして、皆追打的に供出を命ぜられてしまひまして、酪農業経済というものは成立たないのであります。そこで今度一生懸命で裏作を拡大して作つて行けば、それが飼料畑として維持できるのだ、そういう建前を取つて行きたい。従つて必らずしも二万町歩でなくしてむしろそれよりも減るということを考へて、二万町歩の犠牲を拂つても、それから出て行く酪農家を入れたことによつて、食糧生産の全体が増大して行くといふことを狙つておるのであります。むしろ食糧生産としては、これを認めることに

よつて、全体としてはプラスになつて行くといふ考へ方が取られておるのであります。指定地域のみの認めるということが、非常にそこに固定されるというお話でありましたけれども、これは一應食糧事情を考へて指定地域といふものを中心に考へましたけれども、食糧事情に應じて段々それを拡大して行くといふ考へ方を持っております。その他の問題については時間もありませんようでありますから、私の方から出まして、この次の機会に委員會で又詳細に御説明申上げたいと思ひます。

○委員長(補見義男君) それではこれにて散會いたします。

午後十一時十六分散會

出席者は左の通り

委員長 補見 義男君

理事 岡田 宗司君
平沼 彌太郎君
石川 準吉君
藤野 繁雄君

委員 大島 農夫雄君
門田 定藏君
高橋 啓君
星 一君
北村 一男君
柴田 政次君
加賀 操君
徳川 宗敬君
池田 恒雄君
國井 淳一君
遠藤 三郎君

政府委員 食糧管理局長官 安孫子 藤吉君
衆議院議員 參事(第三部長) 鮫島 眞男君